

岳南広域消防組合消防本部告示第 1 号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第35条第1項第3号の規定により、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定する。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



- 1 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、  
(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもののうち、消火器、誘導標識以外の消防用設備等が設置されたものとする。

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第 2 号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第36条第2項第2号の規定により、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定する。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



- 1 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、  
(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メー  
トル以上のものとする。

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第3号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第12条第1項第8号ハの規定により、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定する。

令和3年5月28日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



1 省令第12条第1項第8号ハ（省令第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項から(16)項までに掲げるもののうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に規定する特定共同住宅等に該当する場合は、総合操作盤を設置しないことができる。

(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）を除く。）で、次のいずれかを満たすもの  
ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以

上

イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上

(2) 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。）で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの

ア 令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備

イ 令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

(3) 地階の床面積の合計が、5,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの

ア 令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備

イ 令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

## 附 則

- 1 この告示は、令和3年5月28日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における、消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定については、この告示による規定にかかわらず、なお従前の例による。

岳南広域消防組合消防本部告示第 4 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成 7 年岳南広域消防組合条例第 9 号。以下「条例」という）第 3 条第 2 項第 3 号、第 11 条第 1 項第 9 号及び第 18 条第 1 項第 13 号の規定により消防長が指定する必要な知識及び技能を有する者は次のとおりとする。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 3 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 9 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

（1）液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者  
イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 3 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

（2）電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2 条例第11条第1項第9号（条例第11条第3項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 電気事業法に基づく電気主任技術者の資格を有する者
- (2) 電気工事士法に基づく電気工事士の資格を有する者
- (3) 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者（自家用発電設備専門技術者）（条例第12条第2項及び第3項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (4) 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者（蓄電池設備整備資格者）（条例第13条第2項及び第4項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）
- (5) 公益社団法人日本サイン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者（ネオン工事技術者）（条例第14条第2項において条例第11条第1項第9号を準用する場合に限る。）

3 条例第18条第1項第13号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格証の交付を受けた者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

#### 附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第 5 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成 7 年岳南広域消防組合条例第 9 号。以下「条例」という）第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項（条例第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合も含む。）に規定する消防長が、火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下それぞれ「キュービクル式変電設備等」、「キュービクル式発電設備」及び「キュービクル式蓄電池設備」という。）の基準は、次のとおりとする。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部  
消防長 池田 悅智



## 1 キュービクル式変電設備

- (1) キュービクル式変電設備とは、変電設備その他の機器及び配線を 1 の箱（以下「外箱」という。）に収納したものというものであること。
- (2) キュービクル式変電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は 1.6 ミリメートル（屋外用のものは、2.3 ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- (3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料（建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で固定したものであること。

- (4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から 10 センチメートル以上離して収納できるものとすること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキュービクル式変電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
- ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
- イ 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
- ウ ヒューズ等に保護された電圧計
- エ 計器用変成器を介した電流計
- オ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
- カ 配線の引込み口及び引出しが
- キ (9) に規定する換気口及び換気装置
- (7) 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。
- (8) 配線をキュービクルから引き出すための電線引出しがは、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。
- (9) キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。
- ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。
- イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の 1 の面について、当該面の面積の 3 分の 1 以下であること。
- ウ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられること。
- エ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。
- (10) 外箱には、直径 10 ミリメートルの丸棒が入るような穴又は隙間がないこと

また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とする。

## 2 キューピクル式発電設備

- (1) キューピクル式発電設備とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を1の箱に収納したものであること。
- (2) キューピクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。
- (3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。
- (4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとすること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキューピクル式発電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
- ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
- イ 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管
- ウ 燃料の出し入れ口
- エ 配線の引出し口
- オ (12) に規定する換気口及び換気装置
- カ 内燃機関の排気筒及び排気消音器
- キ 内燃機関の息抜き管
- ク 始動用空気管の出し入れ口
- (7) 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであるこ

と。

(8) 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであること。

(9) 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。

(10) 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。

(11) 配線をキューピクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。

(12) キューピクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。

ア 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

イ 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

ウ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられていること。

エ 换気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

(13) 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。

また、配線の引出し口、換気口等も同様とする。

### 3 キューピクル式蓄電池設備

(1) キューピクル式蓄電池設備とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を1の箱に収納したものをいうものであること。

(2) キューピクル式蓄電池設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

(3) 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設ける

ものとし、網入りガラス入りの防火戸にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

- (4) 外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。
- (5) 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から 10 センチメートル以上離して収納できるものとすること。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては、この限りでない。
- (6) 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるキューピクル式蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。
  - ア 各種表示灯（カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。）
  - イ 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器
  - ウ 切替スイッチ等のスイッチ類（難燃材料以上の防火性能を有する材料によるものに限る。）
  - エ 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計
  - オ （11）に規定する換気口及び換気装置
  - カ 配線の引込み口及び引出し口
- (7) 鉛蓄電池を収納するものにあっては、キューピクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあっては、この限りでない。
- (8) キューピクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。
- (9) 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。
- (10) 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること
- (11) キューピクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあっては、この限りでない。
  - ア 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の 1 の面について、蓄電池を収納する部分にあっては当該面の面積の 3 分の 1 以下、充電装置等を収納する

部分にあっては当該面の面積の 3 分の 2 以下であること。

イ 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられていること。

ウ 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。

(12) 外箱には、直径 10 ミリメートルの丸棒が入るような穴又は隙間がないこと。

また、配線の引込み口及び引出しが、換気口等も同様とする。

#### 附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第 6 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成 7 年岳南広域消防組合条例第 9 号）第 16 条第 1 項の規定により、避雷設備の位置及び構造に関する日本産業規格を次のとおり指定する。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



- 1 JIS A4201—1992（建築物等の避雷設備（避雷針））
- 2 JIS A4201—2003（建築物等の雷保護）

附 則

この告示は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

岳南広域消防組合消防本部告示第 7 号

消防法（昭和23年法律第186号。）第5条の3第2項の規定により、消防長又は消防署長が公告を行う場所及び期間を次のように定める。

令和 3 年 5 月 28 日

岳南広域消防本部

消防長 池田 悅智



1 公告を行う場所

- (1) 消防本部及び物件が存置されている防火対象物を管轄する消防署
- (2) 物件が存置されている防火対象物

2 公告の期間

公告をした日から14日間

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。